

豊見城市
避難行動要支援者避難支援プラン
(全体計画)



平成 27 年 11 月
豊 見 城 市

目次

第1章	総則	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成	1
4	要配慮者と避難行動要支援者の定義	2
5	「自助・共助・公助」の必要性	5
第2章	避難行動要支援者名簿の作成等	6
1	避難行動要支援者の把握	6
2	避難行動要支援者名簿の作成	6
3	名簿の提供	6
4	名簿提供に関する同意確認	7
5	名簿情報の漏えい防止措置	7
6	名簿の更新	7
第3章	避難支援体制	8
1	(仮称) 避難行動支援等委員会の設置	8
2	(仮称) 避難行動要支援者支援チームの設置	8
3	地域防災の支援	8
4	地域防災力の向上	9
第4章	情報伝達等	10
1	避難に関する情報	10
2	情報伝達方法	10
3	防災情報の周知	10
第5章	避難誘導體制・安否確認	11
1	避難誘導の手段・経路等	11
2	安否確認	11
第6章	福祉避難所の整備	12
1	福祉避難所とは	12
2	福祉避難所の整備	12
第7章	避難支援プラン（個別支援計画）の作成	13
1	避難支援プラン（個別支援計画）の目的	13
2	避難支援プラン（個別支援計画）の共有、管理	13
3	避難支援プラン（個別支援計画）の作成時期	13

第1章 総則

1 計画の目的

近年、集中豪雨や台風による風水害、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、全国各地で大規模な災害が発生しています。また平成23年3月には東北地方を中心とする東日本大震災が発生し、多くの犠牲者を出す大惨事となりました。

このような災害においては、高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害時において特に支援を必要とする避難行動要支援者（従来の災害時要援護者）の被災が多く見られることから、迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要であり、災害対策基本法の改正（平成25年6月21日公布）において避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。

災害時における助け合いの考え方には「自助」「共助」「公助」があり、本計画ではこれらの役割を明確にすることが求められています。

避難行動要支援者に関して、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの一連の行動（以下「避難行動」という）及び避難所など制限された場所での生活（以下「避難生活」という）を支援するために、「災害に関する自助の促進」及び「共助・公助による支援体制構築」を推進することにより、避難行動要支援者の避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的としています。

2 計画の位置付け

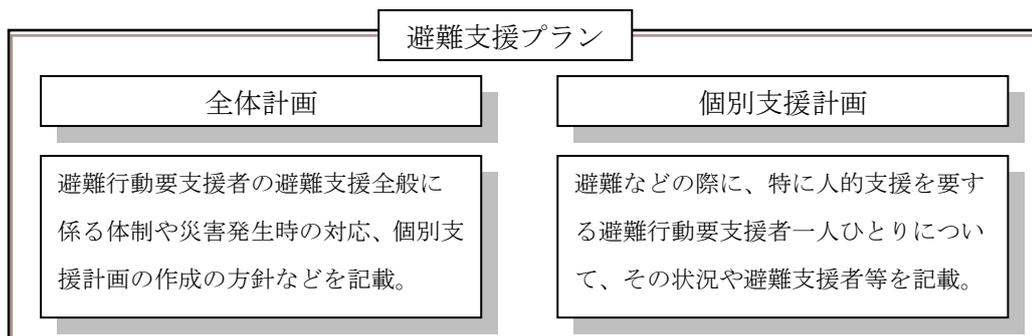
豊見城市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）は豊見城市地域防災計画における避難行動要支援者対策について、具体化するものです。

3 計画の構成

豊見城市避難行動要支援者支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりのプランを定めた「個別支援計画」により構成します。

「全体計画」とは本書のことを指し、ここでは避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別支援計画」の作成方針等の基本的な事項について定めます。

「個別支援計画」とは本書に基づき、避難などの際、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を「豊見城市避難行動要支援者避難支援プラン（個別支援計画）」により作成したものをいいます。



4 要配慮者と避難行動要支援者の定義

(1) 要配慮者の定義

要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する人々を指し、以下の人々を対象とします。

- ・障がい者
- ・傷病者
- ・高齢者
- ・乳幼児や妊産婦
- ・外国人
- ・地理的な知識がない者

これらの要配慮者における避難行動の特徴や災害時におけるニーズについては、次の表（P3）にまとめています。

(2) 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人々を指し、具体的には生活基盤が自宅にある者で以下のような人々を範囲とします。

- ・要介護認定3、4、5の者
- ・身体障害者手帳1級及び2級を有する者のうち、視覚障害、聴覚障害又は肢体機能障害のもの
- ・療育手帳を有する者のうち、障害の程度がA1及びA2のもの
- ・精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障害の程度が1級のもの
- ・その他、特別な事情で避難支援を希望する者



表 要配慮者の特徴と災害時のニーズ（例）

区分		特徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし 高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障害者	視覚障害者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障害者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、へり、車、船などの移動手段の手配が必要となる。

表 要配慮者の特徴と災害時のニーズ（例）（つづき）

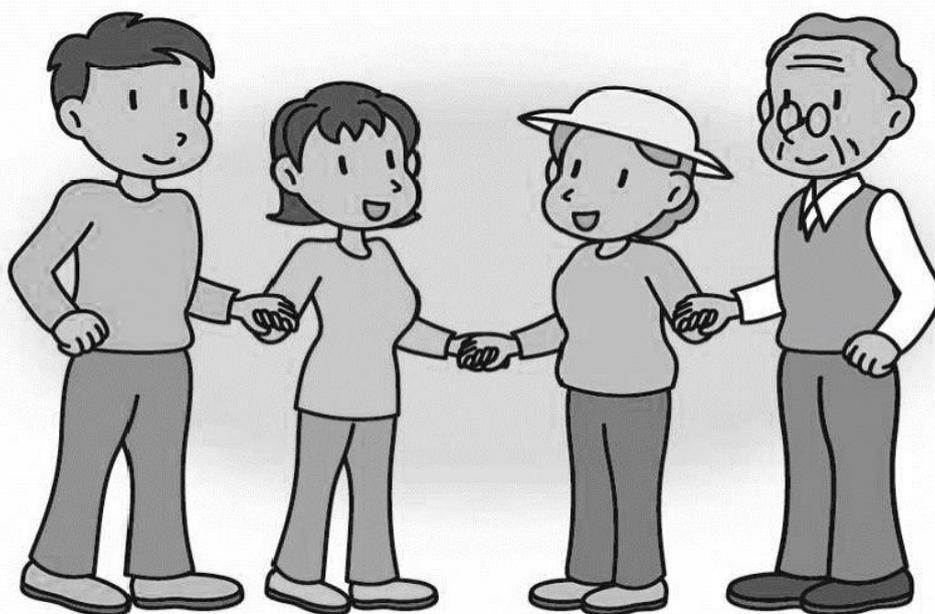
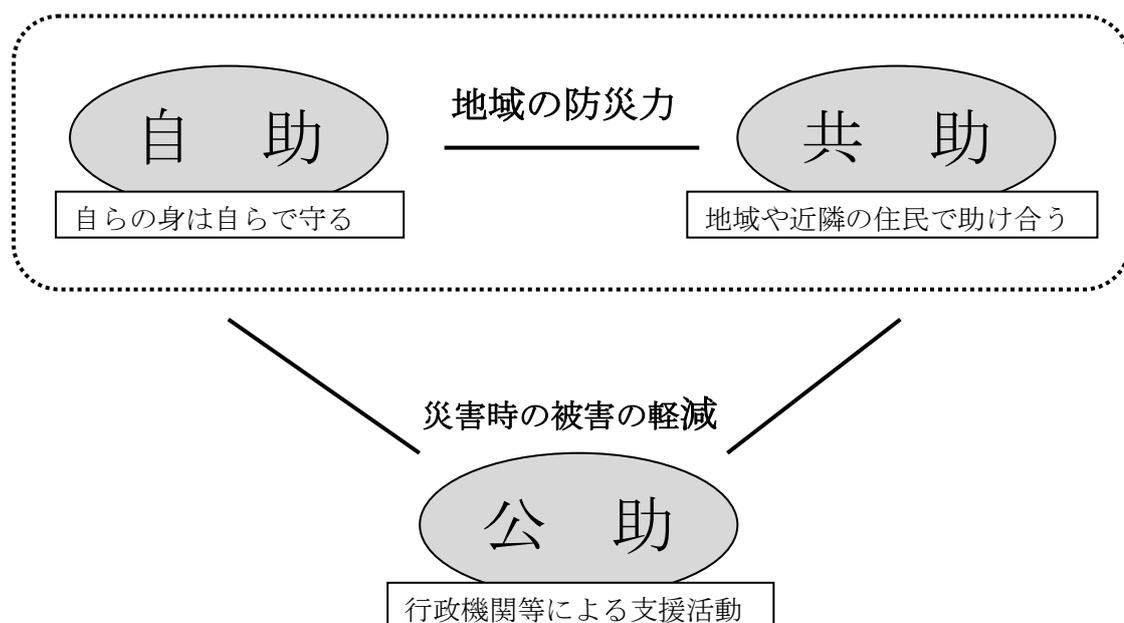
区分	特徴	災害時のニーズ
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
乳幼児児童	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢が低いほど、養護が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神的動揺により、状況が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。 ○母国語による情報提供や相談が必要となる。

出典：災害時要援護者対策ガイドライン 日本赤十字社 平成18年3月

5 「自助・共助・公助」の必要性

災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしつつ、避難行動要支援者の総合的な支援体制を構築することが重要となります。

イメージ図



第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者の把握

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、日頃からの避難行動要支援者情報（居住地や生活状況等）の把握と関係者間での共有が必要であり、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 情報収集の方法

豊見城市地域防災計画で定めている福祉対策部は災害対策基本法に基づき、市の関係部署で把握している避難行動要支援者情報の集約に努めるものとする。また、市で把握していない難病患者等の避難行動要支援者情報については、必要に応じ沖縄県に対して情報提供を求めるものとします。

さらに、その他、特別な事情で避難支援を希望する者の情報収集について、以下の方法により避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という）を作成します。

【手上げ方式】

避難行動要支援者登録制度について広報・周知した後に、自ら名簿への登録を希望した者の情報を収集する方法。

(2) 名簿の記載事項

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居住
- ・電話番号その他連絡先
- ・避難支援を必要とする事由

3 名簿の提供

名簿については、災害対策基本法に基づき、本人から同意を得て、以下の避難支援等関係者に提供し、情報の共有を図ります。（ただし、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合について、本人の同意なしに名簿を提供します。）

- ・豊見城市消防本部
- ・沖縄県警察本部
- ・民生委員
- ・豊見城市社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・市内自治会



4 名簿提供に関する同意確認

(1) 同意の確認方法

市は、避難行動要支援者名簿登録者に対して、制度の趣旨及び自主防災組織等への名簿提供についての同意書を送付するなどして同意確認を行います。

(2) 名簿提供未同意の避難行動要支援者への対応

名簿提供未同意の避難行動要支援者については、市で情報を管理するとともに、災害時の安否確認等に活用します。また、名簿提供未同意の避難行動要支援者には、制度の趣旨を説明し、同意を得られるよう努めます。

5 名簿情報の漏えい防止措置

(1) 市が求める措置

市は名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適正な管理を行うよう、以下の措置を講ずるよう求めることとします。

- ・名簿の管理者を決め、管理者の管理のもとで名簿を使用する。
- ・名簿を施錠可能な場所で保管する。
- ・名簿の紛失、破損又は改ざんその他事故が起こらないよう防止する。
- ・名簿を複写しない。
- ・市から名簿の返却を求められた時は、速やかに市に返却する。
- ・市に名簿情報の取扱を報告する。
- ・避難行動要支援者に関する情報を第三者に提供しない。ただし、本人の同意がある場合や、生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(2) 市における名簿情報の適正管理

市内部における名簿情報の管理について、豊見城市個人情報保護条例、豊見城市情報セキュリティポリシーを遵守し、適正に管理します。

6 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、転居、転出及び死亡等による避難行動要支援者の住民登録の変更等が確認された場合は、福祉対策部において名簿から削除します。

また、福祉対策部において新たに本市に転入してきた避難行動要支援者に対し、毎年5月を目安に平常時から避難支援等関係者に名簿を提供することについて同意確認を行います。

なお、名簿の更新がなされた場合は、速やかに避難支援等関係者へ提供するものとし、不要となった更新前の名簿は返却を求め、適正に廃棄します。

第3章 避難支援体制

1 (仮称) 避難行動支援等委員会の設置

災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、庁内の横断的な組織の設置に努め、平常時から防災関係担当と福祉関係担当が一体となって取り組みます。主な業務は以下のとおりです。

- ・本プランの作成及び改正に関すること
- ・避難行動要支援者情報の共有化に関すること
- ・その他本プランの推進に関すること

2 避難行動要支援者支援チームの設置

本プランの実現を図るため、自治会や福祉関係者等へのプランの周知、避難行動要支援者状況の把握、防災研修会等の企画・参加などの取組に向け、関係部門で構成した避難行動要支援者支援チームの設置に努めます。主な業務は以下のとおりです。

- ・関係機関との連絡調整に関すること
- ・避難行動要支援者の情報収集及び伝達に関すること
- ・避難行動要支援者の安全の確保及び支援に関すること
- ・二次避難所の開設及び運営に関すること

3 地域防災の支援

(1) 防災訓練への参加促進

避難行動要支援者と日常的に接している福祉関係者等（社会福祉協議会、民生委員、介護及び福祉サービス事業者、障がい者団体、自治会等）に対し、防災訓練の参加を求め、地域防災力の向上を目指します。

(2) 防災情報の共有

防災研修会を開催するとともに市ホームページなどを活用し、防災情報等の共有を推進します。

(3) 社会福祉施設等への二次避難所（福祉避難所）の協力・連携

一般の避難所は、避難行動要支援者が生活する上で十分なものではないため、利用しやすい構造とケアが整った社会福祉施設等の協力を求め、福祉避難所として指定することが必要です。

そのため、平常時において社会福祉施設関係者と避難行動要支援者の受け入れについての協議を行い、受け入れ協定の締結を進めていきます。

(4) 職員の防災意識の向上と避難行動要支援者支援の理解

地区の防災拠点及び避難所に参集する職員を対象に防災研修等を開催し、防災意識を高めるとともに、避難行動要支援者の支援について理解を深めていきます。

4 地域防災力の向上

(1) 地域とのコミュニケーションづくり

災害発生時に避難行動要支援者が速やかに避難するには、家族のほかに地域住民の協力が必要となります。そのため、避難行動要支援者とその家族は、日ごろから隣近所や自治会等と交流を図ることにより、共助意識の育成に努めます。

(2) 自主防災組織等の活用

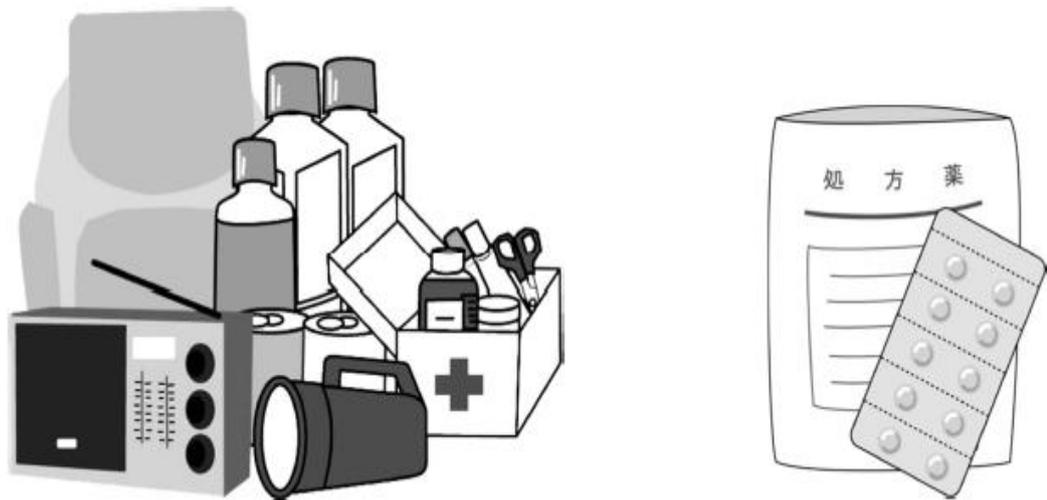
地域においては、自治会などが主体となって自主防災組織を結成し、防災訓練や防災研修会等を通じて「私たちのまちをみんなで守ろう」という意識を醸成し、積極的な取組を推進します。このような自主防災組織活動を活用し、避難行動要支援者と日ごろから連携を図り、地域が一体となった取組を進めます。

(3) 避難所までの避難経路の確認

自治会等は、自主防災組織の設立に努めるとともに、関係機関等との連携により、要配慮者など避難所を知らない住民が災害時にあわてないようにするため、日ごろから地震発生時の安全確保や避難所までの経路の確認（複数）を行います。

(4) 生活物資等の備え

市民は、避難生活に備え、最低7日間程度の食料や飲料水のほか、自らが必要とする介護用品や福祉器具、衛生用品等について日ごろから備えておくとともに、事前に家の安全点検を行います。



第4章 情報伝達等

1 避難に関する情報

災害が発生する前に避難を終えることが原則であります。事態の進行や状況に応じ、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、(仮称)「豊見城市風水害を対象とした避難勧告等判断伝達マニュアル」に基づき避難準備情報、避難勧告・指示等を行います。

2 情報伝達方法

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、避難行動要支援者及び避難支援等関係者には福祉対策部から直接伝達し、総務対策部からは(2)情報伝達手段により情報伝達します。その際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して確実に情報伝達できる体制を整備します。

(2) 情報伝達手段

災害時の情報については、以下の方法等により伝達を行います。

- ・豊見城市防災情報通信設備
- ・防災行政無線
- ・全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- ・協定に基づく放送事業者によるテレビ・ラジオ放送
- ・沖縄県警察本部及び市消防本部への要請
- ・広報車両
- ・市ホームページ及び Facebook への掲載

また、障害者の状況に応じ、以下の方法による手段の活用を検討します。

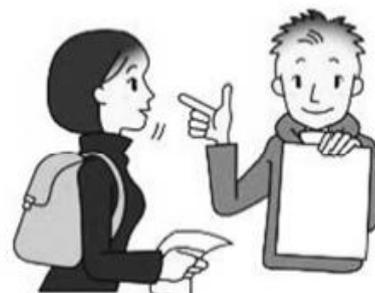
- ・聴覚障害者：電子メール及びテレビ放送

さらに、避難行動要支援者関連施設に対し、災害に関する情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとします。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問し、避難準備情報等を伝えることも検討します。

3 防災情報の周知

防災情報の周知が住民になされるよう、防災マップの配布、市ホームページの活用や地域での防災講座等を行うものとします。



第5章 避難誘導体制・安否確認

1 避難誘導の手段・経路等

風水害や地震等の災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、市と避難支援等関係者が連携し、避難支援プラン（個別支援計画）に基づき避難誘導を行い、避難場所等において責任者（福祉避難所）に引き継ぐものとします。

そのため、平常時から避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、市消防本部、自主防災組織等の役割分担を明確にし、連携して対応します。

また、避難行動要支援者について、自宅から避難所等まで実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとします。

なお、避難経路の選定に当たっては、災害時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した災害時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

2 安否確認

(1) 安否確認の方法

避難行動要支援者の安否確認については、名簿を基に、福祉対策部は以下の手段を講じて行うこととします。その際、各自治会や自主防災組織、関係機関、関係団体等のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報を集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとします。

【確認方法】

<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿
<input type="checkbox"/> 民生委員の調査に基づく報告
<input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会の調査に基づく報告
<input type="checkbox"/> 各自治会、自主防災組織等の調査に基づく報告
<input type="checkbox"/> 関係部署の調査に基づく報告

(2) 安否情報窓口の設置

市は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、福祉対策部にて安否情報窓口を設置します。



第6章 福祉避難所の整備

1 福祉避難所とは

福祉避難所とは、避難行動要支援者のために必要な特別な配慮がなされた避難所のことです。

国及び市町村においては、被災者のうち高齢者や障がい者など特に配慮を有する者に対して、防災上必要な措置に努めなければならない（災害対策基本法第8条第2項第14号）とされており、被災者のニーズが多様化・複雑化している近年の災害事例をみると、避難行動要支援者を受け入れる避難所として福祉避難所を設置することが求められています。

2 福祉避難所の整備

当市では、災害時における福祉避難所の整備に努めるとともに、以下の取組を行います。

(1) 福祉避難所の量的確保

避難所となる学校の保健室や特定の教室を「福祉避難室」とする方法や、避難所の一角を区切り「福祉避難場所」として確保する方法、宿泊施設あるいは特別養護老人ホームなどの民間施設と協定を締結し活用する方法を視野に入れ、量的確保に努めます。

(2) 福祉避難所の支援体制の整備

福祉避難所においては、避難行動要支援者に配慮した生活スペースの確保や日常生活の支援や心のケアなどを行う相談員などの配置に努めるとともに、施設のバリアフリー化や耐震化を進めます。

また、避難行動要支援者の特性に応じ、車椅子やおむつの確保、手話通訳者などの派遣等についても努めます。

(3) 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携

避難所における炊き出しや避難者への日常の手助け、避難行動要支援者への声かけ等、行政を側面から支援する社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体やNPO団体等と日ごろから積極的に連携を図ります。



第7章 避難支援プラン（個別支援計画）の作成

1 避難支援プラン（個別支援計画）の目的

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、予め、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこに避難所等に避難させるかを定めておくことが必要となります。

そのため、避難支援等関係者は避難行動要支援者の生活状況や障がい、疾病等の状況について、利用している保健福祉サービスや医療サービス関係者と連携しながら収集した情報を共有します。

また、避難支援プラン（個別支援計画）は民生委員を主体に、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について検討・作成し、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが取りまとめを行います。

2 避難支援プラン（個別支援計画）の共有、管理

避難支援プラン（個別支援計画）の原本は福祉対策部が保管し、副本は本人及び避難支援等関係者との間で共有するものとします。

また、避難支援プラン（個別支援計画）の内容について、民生委員が定期的（年1回）に確認します。内容に変更がある場合、福祉対策部は保管する避難支援プラン（個別支援計画）を修正するとともに、情報共有者の避難支援プラン（個別支援計画）を改定された情報に更新します。

3 避難支援プラン（個別支援計画）の作成時期

避難行動要支援者の支援について、避難支援プラン（個別支援計画）の作成は急務であるが、作成の作業には、情報収集のほか、多くの関係機関や地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、避難支援プラン（個別支援計画）については、それぞれの地域の状況を踏まえて順次作成に努めることとします。

【参考資料】

- ・豊見城市避難行動要支援者名簿（新規・変更）登録申請書
- ・豊見城市避難行動要支援者避難支援プラン（個別支援計画）〈例〉

豊見城市避難行動要支援者名簿（新規・変更）登録申請書

申請日 年 月 日

ふりがな 氏名	(男・女)	電話番号 — —
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 歳	FAX — —
住所 又は 居所	豊見城市 ()	携帯番号(メールアドレス) — — ()
該当項目	該当項目の数字に○をつけてください。 1 要介護認定3以上の方 (認定区分: 要介護) 2 心身等に障がいがある方 (身体障害者手帳 級) 視覚障害・聴覚障害・肢体機能障害 (療育手帳) (精神障害者保険福祉者手帳 級) 3 その他 (理由)	
緊急連絡先	氏名(ふりがな)	関係 緊急連絡先
緊急連絡先	氏名(ふりがな)	関係 緊急連絡先
緊急連絡先	氏名(ふりがな)	関係 緊急連絡先
家族構成・同居状況等	1 一人暮らし 2 同居あり (人家族 : 配偶者・親・子・その他)	
特記事項	(健康状態などについて、知っておいてほしいことがありましたらご記入ください。)	

豊見城市長 殿

私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、上記のとおり登録を申請します。

この申請内容を災害時及び災害時に備えた平常時からの支援を目的として、市消防本部、沖縄県警察本部、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会全てに提供することに (同意します ・ 同意しません)。

本人署名欄 _____

本人が署名できない場合は、代筆者が代筆者氏名及び本人との関係を記入してください。

代筆者氏名 _____ (本人との関係 _____)

(市記入欄)

豊見城市避難行動要支援者避難支援プラン（個別支援計画）〈例〉

作成日 年 月 日

豊見城市長 殿

私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、避難支援プラン（個別支援計画）の作成を希望します。

また、私が届けた下記個人情報を電子媒体に登録すること並びに災害時の支援を目的として、市消防本部、沖縄県警察本部、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、避難支援者に提供することに（ 同意します ・ 同意しません ）。

ふりがな 氏名	(男・女)			電話番号 — —
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 歳	FAX — —		
住所 (方書)	豊見城市 ()		携帯番号(メールアドレス) — — ()	
担当民生委員	自治会名			
該当項目	<p>該当項目の数字に○をつけてください。</p> <p>1 要介護認定3以上の方 (認定区分: 要介護)</p> <p>2 心身等に障がいがある方 (身体障害者手帳 級) 視覚障害・聴覚障害・肢体機能障害 (療育手帳) (精神障害者保険福祉者手帳 級)</p> <p>3 その他 (理由)</p>			
緊急連絡先	氏名(ふりがな)	関係	住所	電話番号
家族構成・同居状況等	<p>1 一人暮らし</p> <p>2 同居あり (人家族 : 配偶者 ・ 親 ・ 子 ・ その他)</p>			
特記事項	(健康状態などについて、記入ください。)		居住建物の構造	RC造・木造・S造
			普段いる部屋	
			寝室の位置	
避難支援者	氏名(ふりがな)	関係	住所	電話番号
	氏名(ふりがな)	関係	住所	電話番号
	氏名(ふりがな)	関係	住所	電話番号
かかりつけの医療機関	病院名		病名	
	病院名		病名	
	病院名		病名	

